

6

特約条項

第1章 共済掛金分割払特約

(共済掛金の分割払)

第1条 本組合は、この特約により共済契約者が自動車共済証書記載の回数および金額の共済掛金（以下「分割共済掛金」といいます。）を所定の支払方法により分割して支払うことを承認します。

2. この特約は、共済期間が原則として1ヵ年の契約（以下「主契約」といいます。）に適用します。

(分割共済掛金の支払方法)

第2条 共済掛金の分割払の回数は12回以内とし、2回目以降の分割共済掛金は、1回につき千円単位とし、各月均等順月払とします。

2. 共済契約者は、1回目の分割共済掛金（以下「初回共済掛金」といいます。）を一般条項第1条（共済責任期間）が定める共済責任期間が始まる時までに支払わなければなりません。ただし、初回共済掛金口座振替特約が適用される場合には、その特約の規程によります。

3. 2回目以降の分割共済掛金の支払方法は、原則として口座振替または銀行振込の方法によります。

4. 共済契約者は、2回目以降の分割共済掛金を第2項の規定する共済責任期間が始まる時の1か月後ごとの契約応当日までに支払わなければなりません。ただし、前項の支払方法を口座振替とした場合は、金融機関の指定した引落日を支払期日とします。

5. 前項の支払期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の支払いがその休業日の翌営業日に行われた場合には、本組合は初回共済掛金の支払期日に支払いがあったものとみなします。

(初回共済掛金領収前の事故)

第3条 本組合は、共済期間が始まった後でも、初回共済掛金口座振替特約第5条（初回共済掛金支払い前の共済金支払いに関する特則）が適用される場合を除き、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。

(分割共済掛金不払いの場合の免責)

第4条 本組合は、共済契約者が第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠った場合は、その支払期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害については共済金を支払いません。

(契約内容変更による共済掛金の精算方法)

第5条 共済契約者は、主契約の内容変更等により、追加共済掛金が発生した場合は、変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、その全額を一時に支払わなければなりません。ただし、主契約締結時点で選択した支払方法が口座振替等の場合は、追加共済掛金を分割払いとすることにより主契約の分割共済掛金と併せて支払うことができます。

2. 前項の追加共済掛金の支払期日までに主契約の分割共済掛金の最終支払期日が到来する場合には、前項にかかわらず、当該最終支払期日までに、その全額を一時に支払わなければなりません。

3. 本組合は、主契約の内容変更等により、共済契約者に対する返戻金が発生した場合は、その全額を一時に返戻することとします。ただし、掛金総額が減少する場合は、残余の分割共済掛金を再計算します。また、分割共済掛金は1回につき千円以上とします。

(分割共済掛金不払いの場合の取扱い)

第6条 共済契約者が第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠った場合であっても、その支払期日の属する月の翌月の支払期日までに共済契約者が所定の分割共済掛金を支払ったときは、この共済契約は、有効に存続したものとみなします。

(分割共済掛金不払いによる共済契約の解除)

第7条 本組合は、共済契約者が、第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠り、その支払期日の属する月の翌月の支払期日（注）までに支払いがない場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2. 前項の共済契約の解除の効力は、前項の分割共済掛金の支払いを怠った日から将来に向かって生じます。

（注）翌月以降に分割共済掛金の支払期日がない場合は、共済契約の終期日とします。

(共済掛金の返戻－共済契約者による共済契約の解除の場合)

第8条 本組合は、共済契約者が共済掛金の支払いを完了する前に共済契約を全て解除した場合は、分割払いによる支払済共済掛金の総額から既経過期間に対する自動車共済約款第5章一般条項第12条（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）第5項に定める方法によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

2. 本組合は、共済契約者が共済掛金の支払いを完了する前に共済契約の一部解除等により共済掛金を返還することとなる場合、分割払いによる支払済共済掛金の総額が既経過期間に対応する共済掛金に当該返還金を加算した額以上になるまでは返還しません。

(共済掛金の返戻－分割共済掛金不払いによる共済契約の解除の場合)

第9条 本組合は、第7条（分割共済掛金不払いによる共済契約の解除）の規定により共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金から支払いを怠った支払期日までの既経過期間に対して組合の定める短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

(準用規程)

第10条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

1. この特約は、平成6年7月1日から適用し、旧特約条項は同日限り廃止する。
2. この改正（払込方法等）は平成19年6月29日（行政庁の承認の日）から適用する。
3. この改正（共済掛金の分割払）等は平成23年7月1日（行政庁の認可の日）から適用する。
4. この改正（共済掛金の分割払）等は行政庁の認可の日から施行し、平成29年8月1日以降に始期を有する継続契約から適用する。
5. この改正（払込方法等）等は行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
6. この改正（第1条共済掛金の分割払から第10条準用規程）は、行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。

第2章 中途追加契約に関する特約

(特約の適用)

第1条 本組合は、共済契約者が、共済期間が原則として1ヵ年の共済契約（以下「主契約」といいます。）の途中で、新たに当該共済契約に追加する自動車（以下「中途追加契約自動車」といいます。）にこの特約を適用します。

(中途追加契約自動車の通知)

第2条 共済契約者は、中途追加契約自動車が発生した場合は、その旨を記載した書面をもって、本組合に通知しなければなりません。

(中途追加契約自動車に対する共済責任期間)

第3条 中途追加契約自動車に対する本組合の共済責任は、前条（中途追加契約自動車の通知）の通知を受領したとき以降に始まり、主契約の共済証書記載の共済期間の末日の午後4時（注）に終わります。
（注）共済責任の終期日時については、本組合が特に認めた場合はこの限りではありません。

(中途追加契約共済掛金の支払方法)

第4条 本組合は、第2条（中途追加契約自動車の通知）の通知を受領したときは、前条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）の定めるところに従い、共済契約の中途追加契約の申し込みがあったものとして中途追加契約共済掛金（以下「追加共済掛金」といいます。）を計算します。

2. 共済契約者は、追加共済掛金（注）を前条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）に定める共済責任期間の始期日の属する月の翌月10日までに支払わなければなりません。ただし、主契約の支払方法が口座振替の方法である場合において、追加共済掛金の支払方法を口座振替の方法とし、かつ、共済責任期間の始期日の属する月の翌月に主契約の引落日がある場合には、当該引落日までを支払期日とします。
3. 前項の支払期日前に事故が発生した場合は、共済契約者は、前項にかかわらず、速やかに当該中途追加契約自動車の追加共済掛金を支払わなければなりません。
4. 主契約に共済掛金分割特約が適用される場合、2回目以降の追加共済掛金の分割共済掛金については、主契約の支払方法及び支払期日と同一に設定するものとして共済掛金分割払特約が適用されるものとします。

（注）主契約に共済掛金分割特約が適用される場合は、1回目の追加共済掛金の分割共済掛金

(追加共済掛金不払いの場合の免責)

第5条 前条（中途追加契約共済掛金の支払方法）第2項に定める支払期日までに追加共済掛金の支払いが行われない場合は、第2条（中途追加契約自動車の通知）の通知があった中途追加契約自動車の共済契約は、当該支払期日の翌日から将来に向かって失効します。

2. 前項の場合において、本組合は、第3条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）に定める共済責任期間の始期から前条（中途追加契約共済掛金の支払方法）に定める支払期日までの間

に発生した事故についての共済金を支払いません。この場合において、本組合が、既に共済金を支払っていた場合には、共済契約者に対してその返還を請求することができるものとします。

(準用規程)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
2. 全車両一括契約に関する特約は平成30年7月31日以前に始期を有する契約に適用し、当該契約の満了をもって廃止する。
3. この改正(第4条 共済掛金の精算)は、行政庁の認可の日から施行し、令和3年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
4. この改正(第1条特約の適用から第6条準用規程)は行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。

第3章 初回共済掛金口座振替特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、初回共済掛金（注）を口座振替にて支払う場合で、共済責任期間の開始日の属する月の前月末日までに、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用できます。

- (1) 本組合との間で共済契約を締結していること
 - (2) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、本組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設定されていること
- （注）初回共済掛金の支払方法が一時払いの場合は、一時共済掛金。

初回共済掛金の支払方法が分割払いの場合は、第1回分割共済掛金。

(初回共済掛金の支払方法)

第2条 共済契約者は、初回共済掛金を自動車共済証書記載の支払期日に、共済契約者の指定口座からの口座振替により支払うものとします。

- 2. 前項の支払期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の支払いがその休業日の翌営業日に行われた場合には、本組合は初回共済掛金の支払期日に支払いがあったものとみなします。

(初回共済掛金不払いの場合の免責)

第3条 被共済者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金の支払い前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払いを受ける場合には共済契約者は、その支払いを受ける前に、初回共済掛金を一時に本組合に支払わなければなりません。

- 2. 賠償責任条項第11条（本組合による援助—対人・対物）、第12条（本組合による解決—対人）、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）、第14条（本組合による解決—対物）および第15条（損害賠償請求権者の直接請求—対物）の規定ならびに一般条項第23条（共済金の支払）の規定は、前項の初回共済掛金が支払われるまで適用されないものとします。

(初回共済掛金不払いによる共済契約の解除)

第4条 本組合は、共済契約者が、第2条（初回共済掛金の支払方法）第1項に定める支払期日の属する月の翌月の支払期日までに初回共済掛金が支払われない場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとします。

- 2. 共済契約の解除の効力は、初回共済掛金の支払期日から将来に向かって生じるものとします。
- 3. 前項の規定により本組合が共済契約を解除した場合で返戻すべき共済掛金がある場合には、共済掛金を返戻します。

(初回共済掛金支払い前の共済金支払いに関する特則)

第5条 第3条（初回共済掛金不払いの場合の免責）、前条（初回共済掛金不払いによる共済契約の解除）、一般条項第1条（共済責任期間）第3項の規定および特約条項「共済掛金分割払特約」第3条（初

回共済掛金領収前の事故)の規定にかかわらず、次の各号に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、本組合が承認したときは、本組合は初回共済掛金が支払われたものとして初回共済掛金支払い前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金を払います。

(1) 初回共済掛金の支払期日以前に発生した事故であること。

(2) 共済契約者が初回共済掛金を支払期日に支払う旨の確約を行うこと。

2. 第1項第2号の確約に反して共済契約者が支払期日に初回共済掛金の支払いを怠った場合には、初回共済掛金を一時に本組合に支払わなければなりません。

3. 前項に定める初回共済掛金が支払期日の属する月の翌月の支払期日までに支払われない場合は、本組合は既に支払った共済金について、その返還を請求することができるものとします。

(準用規定)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

この特約(第1条から第6条)は行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。

第 4 章 自損補償不担保に関する特約

(特約の適用)

第 1 条 この特約は、共済契約者が対人共済契約締結時に、自損補償不担保の申し込みを行うことにより適用します。

2. 自損補償条項不担保の申し込みは、対人共済契約の全車両とします。

(自損補償条項の不適用)

第 2 条 本組合は、この特約により、自動車共済約款第 2 章自損補償条項を適用しません。

(共済掛金の額)

第 3 条 自損補償条項を不適用とした場合の共済掛金は、共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定める基本共済掛金表（別表 1）の対人（自損補償不担保）によるものとします。

附 則

1. この特約は、平成 25 年 7 月 1 日（行政庁認可の日）から施行し、平成 25 年 8 月 1 日以降に始期を有する契約から適用する。

第 5 章 対物事故弁護士費用補助特約

（特約の適用）

第 1 条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている場合に適用します。

2. 共済契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、本組合と締結するすべての対物賠償共済契約にこの特約を付帯しなければなりません。

（本組合の支払責任）

第 2 条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が法律上の損害賠償責任を負担する者が所有、使用または管理する自動車（原動機付自転車を含みます。以下「相手自動車」といいます。）との衝突、接触等（注 1）次の第 1 号から第 5 号に掲げる偶然な事故（以下「対象事故」といいます。）によって、共済契約自動車に損害を被り、被共済者が損害賠償請求（注 2）を行うために負担した弁護士費用（注 3）または法律相談費用（注 4）について、この特約に従い対物事故弁護士費用補助共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。ただし、あらかじめ本組合の書面による同意を得て、対象事故の発生の日から 3 年以内に弁護士に委嘱した場合に限ります。

- （1）相手自動車が、駐車中または停車中の共済契約自動車に衝突または接触し、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
- （2）民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
- （3）判決または裁判上の和解（民事訴訟に定める訴え提起前の和解、調停による和解を含めません。）により、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
- （4）相手自動車に適用される賠償共済等がない場合や、賠償共済等の適用を受けることができない場合。ただし、相手自動車が複数存在する場合は、すべての相手自動車に適用される賠償共済等がない場合や、賠償共済等の適用を受けることができない場合とします。
- （5）本組合の損害賠償実務に照らし、被共済者の損害賠償請求が社会通念上妥当な内容として本組合が認めることができるものであり、かつ、法律上損害賠償責任を負担するべき者がこれに応じない場合

2. 本組合は、弁護士費用のうち自動車共済約款第 1 章賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用については共済金を支払いません。

（注 1）回避操作の結果相手自動車との接触がなかった場合を含みます。

（注 2）人身損害を除きます。

（注 3）委嘱した弁護士に対する訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注 4）弁護士に対する法律相談に要した費用、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的な相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為に要した費用をいいます。

(被共済者)

第3条 この特約における被共済者は、次の者とします。

(1) 共済契約者

(2) 共済契約自動車の所有者。ただし、次の者または場合を除きます。

(イ) 共済契約自動車を運転している者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転していた場合

(ロ) 共済契約者以外の自動車取扱業者(注)が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間

(注) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(共済金を支払わない損害－1)

第4条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

(1) 次に掲げる者の故意または重大な過失

(イ) 被共済者または共済金を受取るべき者(これらのものが法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)

(ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)

(ハ) 上記(イ)および(ロ)に掲げる者の法定代理人

(ニ) 上記(イ)および(ロ)に掲げる者の業務に従事中の使用人

(ホ) 上記(イ)および(ロ)に掲げる者の父母、配偶者または子

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波

(4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(8) 詐欺または横領

(9) 共済契約自動車を競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故

（共済金を支払わない損害－２）

第５条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- （１）被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- （２）所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- （３）前２号に掲げる者の法定代理人
- （４）第１号および第２号に掲げる者の業務に従事中の使用人
- （５）第１号および第２号に掲げる者の父母、配偶者または子

（共済金の請求）

第６条 本組合に対する共済金請求権は、第７条（共済金の支払）に規定する時に発生し、これを行行使うことができるものとします。

２．共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求めるものを本組合に提出しなければなりません。

- （１）共済金の請求書
- （２）本組合の定める事故報告書
- （３）第７条（共済金の支払）に規定する弁護士費用または法律相談費用の支払いを確認できる書類
- （４）判決書、和解調書または示談書
- （５）その他本組合が必要と認める書類または証拠

３．被共済者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（共済金の支払）

第７条 第２条（本組合の支払責任）の弁護士費用共済金は、相手当事者が被共済者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に、１回の事故について３０万円を限度とし、実費（注１）を支払います。

２．第２条（本組合の支払責任）の法律相談費用共済金は、被共済者が弁護士に対して法律相談を行った時に、１回の事故について５万円を限度とし、実費を支払います。

（注１）対象事故に関して被共済者が訴訟を提起し、判決に基づき被共済者が相手当事者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合は、被共済者がその訴訟について弁護士に支払った費用の全額から判決で認定された弁護士費用の額を差引いた額とします。

(準用規定)

第8条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

(支払共済金への不算入)

第9条 この特約により支払った共済金については、共済掛金および責任準備金の算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和元年8月1日以降から適用する。
2. この改正（第1条から第12条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降から適用する。
3. この改正（第2条から第9条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。

第6章 ロードサービス運搬費用特約

（特約の適用）

第1条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている場合に適用します。

2. 共済契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、本組合と締結するすべての対物賠償共済契約（A種工作車・バス・二輪自動車・原動機付自転車を除きます。）にこの特約を付帯しなければなりません。

（本組合の支払責任）

第2条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）に直接生じた偶然な事象に起因して、共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場合に限り、被共済者が応急処置費用および運搬費用を負担したことによって被る損害について、この特約に従いロードサービス運搬費用共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。

2. 本組合は、共済契約自動車がけん引する被けん引自動車のパンク、脱輪およびその脱輪による損傷によって、共済契約自動車がその被けん引自動車をけん引して移動することができなくなった場合に、被共済者が被けん引自動車の次項第1号（ハ）および（ニ）並びに第2号の費用を負担したことによって被る損害について、共済金を支払います。

3. この特約において、応急処置費用および運搬費用は、次の各号に該当する費用（付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。）をいいます。

（1）応急処置費用

共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場所において、共済契約自動車を自力で移動できる状態にするために要した次のいずれかの費用。ただし、本組合が必要と認める費用に限ります。

（イ）バッテリーのジャンピングおよびそれに付随する費用

（ロ）鍵開け（シリンダーインロック解錠）

（ハ）脱輪時の路面への引上げ

（ニ）タイヤパンク時のスペアタイヤの交換およびそれに付随する費用（チェーン着脱を除く）

（ホ）冷却水補充、ボルトの締付け、バルブ、ヒューズ取替え

（2）運搬費用

共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場所から、もよりの修理工場もしくは本組合の指定する場所まで運搬するのに要した費用。

4. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する期間に前項第1号の応急処置および前項第2号の運搬が行われた場合は、そのために要した費用は支払いません。

（1）共済期間が満了した時以後の期間

- （2）共済契約自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間。ただし、共済契約自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条（自動車の検査および自動車検査証）第1項の自動車である場合に限りです。

(被共済者)

第3条 この特約における被共済者は、次の者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約自動車の所有者

(共済金を支払わない損害－1)

第4条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 次に掲げる者の故意または重大な過失
 - (イ) 被共済者または共済金を受け取るべき者（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人
 - (ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者または子
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、または津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故
- (10) 共済契約自動車を次のいずれかに該当する路面などにおいて使用したことが走行不能の直接の原因となっている場合。ただし、共済契約自動車に走行不能の直接の原因となるべき故障、脱輪その他の原因が生じている場合を除きます。
 - (イ) 積雪のある路面または凍結した路面
 - (ロ) 降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
 - (ハ) 轍

(二) 砂地、湿地、沼地、その他これらに類する軟弱な地盤

- (1 1) 共済契約自動車の盗難。ただし、共済契約自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。
- (1 2) 共済契約自動車の鍵の紛失
- (1 3) 共済契約自動車の燃料切れ
- (1 4) 共済契約自動車を運搬するために必要とする共済契約自動車に積載されていた積載物を荷下すための費用およびその積載物の運搬または保管のための費用

(共済金を支払わない損害－2)

第5条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行(注1)している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)
 - (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)
 - (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
 - (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子
- (注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

(他の共済契約または保険契約がある場合)

第6条 他の共済契約または保険契約がある場合であっても、本組合は、この特約により支払うべき共済金の額を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、他の共済契約または保険契約により優先して共済金または保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、本組合は、それらの合計額を、共済契約者が負担した第2条(本組合の支払責任)第3項に定める費用から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

3. 第1項の規定により、共済金を支払った場合においては、保険法(平成20年法律第6号)第20条(重複保険)第2項の規定により、他の共済者または保険者に対して求償するものとします。

(注) それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(共済金の請求)

第7条 本組合に対する共済金請求権は、被共済者が第2条(本組合の支払責任)第3項に定める費用を負担した時から、これを行使することができるものとします。

2. 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求め

るものを本組合に提出しなければなりません。

(1) 共済金の請求書

(2) 共済契約自動車が自力で移動することができなかった事実、応急の処置または陸送車等による運搬の事実、日付および費用を確認できる書類または証拠

(3) その他、本組合が必要と認める書類または証拠

3. 被共済者が正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(現物による支払)

第8条 本組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、共済契約自動車に対する応急の処置、陸送車等による共済契約自動車の運搬等、共済金の支払いと同等のサービスの提供をもって、共済金の支払いに代えることができます。

(共済金の支払)

第9条 本組合は、被共済者が負担した第2条（本組合の支払責任）第3項に定める費用の合計額を、自力で移動することができなくなった状態1回につき15万円を限度に共済金を支払います。

2. 前項の費用のうち回収金がある場合は、本組合は実際に発生した費用の額から回収金の額を差し引いて共済金を支払います。

3. 自動車共済約款車両条項（以下「車両条項」といいます。）第7条（修理費）第2項に基づく共済金（以下「車両共済の運搬費用等」といいます。）の支払いが可能な場合は、この特約に基づく共済金を優先して支払い、重複して支払いません。ただし、第1項の共済金限度額を超過することにより、第2条（本組合の支払責任）第3項に定める費用の全額もしくは一部の費用を支払うことができない場合は、その不足分を車両共済の運搬費用等で支払います。

(代位)

第10条 損害または費用が生じたことにより被共済者または共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、本組合が第2条（本組合の支払責任）の共済金を支払った場合は、その債権は本組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 本組合が損害の額または費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額または費用を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、本組合に移転せずに被共済者または共済金請求権者が引き続き有する債権は、本組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(準用規程)

第11条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

(支払共済金の算出方法)

第12条 この特約により支払った共済金については、「共済掛金及び責任準備金の算出方法書（以下、算出方法書といいます）」に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

2. 本組合が、第9条（共済金の支払）第3項本文により優先して支払われる共済金および車両条項第7条（修理費）各項の修理費に対する車両条項に基づく共済金を支払い、かつ、第10条（代位）および一般条項第26条（代位）により本組合に移転した債権を回収した場合には、当該車両条項に基づく共済金からその全ての回収金を差し引いた金額を算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金として扱います。ただし、当該支払共済金がマイナスとなる場合であっても、当該支払共済金をゼロとして扱い、他の支払共済金を差し引くものとしては扱いません。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和4年8月1日以降から適用する。
2. この改正（第1条から第12条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降から適用する。

第 7 章 心神喪失等による事故の被害者救済補償特約

（特約の適用）

第 1 条 この特約は、この共済契約に自動車共済約款賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

（当組合の支払責任一人身）

第 2 条 本組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「人身事故」といいます。）について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 713 条（責任能力）の適用により、本組合が共済契約自動車の運転者（注）に法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、人身事故により被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、心神喪失等による事故の被害者救済補償共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。

2. 本組合は、前項の損害の額が自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責等」といいます。）によって支払われる金額（共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合は自賠責等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。）を超過する場合に限り、その超過額についてのみ共済金を支払います。

（注）共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、共済契約者以外の自動車取扱業者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

（当組合の支払責任一物損）

第 3 条 本組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「物損事故」といいます。）について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 713 条（責任能力）の適用により、本組合が共済契約自動車の運転者（注）に法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、物損事故により被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

（注）共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、共済契約者以外の自動車取扱業者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

（被共済者）

第 4 条 この特約における被共済者は、次の者とします。

- (1) 人身事故により生命または身体を害された者
- (2) 物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者
- 2. 前項の被共済者の胎内にある胎児が、人身事故により、その出生後に、身体に傷害を被ることによって損害を被った場合は、前項の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- 3. この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。
- 4. 前項の規定によって、第11条（支払共済金の計算—物損）に定める本組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

（共済金請求権者）

第5条 この特約における共済金請求権者は、人身事故または物損事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 被共済者。ただし、人身事故により被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
- (2) 人身事故の場合は、被共済者の父母、配偶者または子

（共済金を支払わない損害—1 人身・物損）

第6条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者またはその法定代理人（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 共済契約自動車を競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験のために使用中の事故および競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）の事故

2. 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害
- (2) 被共済者が法令に定められた資格を持たないで自動車を運行（注1）している場合に、その本人に発生した損害
- (3) 被共済者が酒気帯び運行、または麻薬等を摂取して運行をしている場合に、その本人に発生

した損害

(4) 被共済者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車の搭乗中に、その本人に発生した損害。ただし、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(5) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した損害

(6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害

3. 本組合は、損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

4. 本組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく丹毒、りんばせんえんリンパ腺炎、はいけつしやう敗血症、はしやうふう破傷風等をいいます。）による損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

(共済金を支払わない損害－2 人身)

第7条 本組合は、人身事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによってその本人に発生した損害については共済金を支払いません。

(1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）

(2) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(共済金を支払わない損害－3 物損)

第8条 本組合は、物損事故により次の者の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合には、それによってその損害を被った財物を所有する者に発生した損害については共済金を支払いません。

(1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）

(2) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

2. 本組合は、次の損害については共済金を支払いません。

(1) 財物に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗

(2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損害をいいます。）

(損害額の決定)

第9条 本組合が共済金を支払うべき損害の額は、共済契約自動車の運転者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害を賠償するとした場合に、その共済契約自動車の運転者が支払うべき損害賠償金の額として、本組合の認める額とします。

2. 前項の損害の額は、次の手続によって決定します。

(1) 本組合と共済金請求権者との間の協議

(2) 前号の協議が成立しない場合は、本組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

（支払共済金の計算－人身）

第10条 1回の人身事故につき本組合の支払う共済金の額は、第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額から（1）から（6）の合計額を差引いた額とします。ただし、被共済者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （1）自賠責共済等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって共済金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた金額
- （2）対人賠償共済等によって賠償義務者が共済金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた共済金もしくは保険金の額
- （3）共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- （4）労働者災害補償制度(注1)によって共済金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた額（注2）
- （5）賠償義務者以外の第三者から共済金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- （6）第1号から第5号までの額のほか、人身救済補償共済金を支払うべき損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）

（注1）労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

- （イ）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- （ロ）国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
- （ハ）裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
- （ニ）地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
- （ホ）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

（注2）労働者災害補償制度によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた額とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注3）評価額には、共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済もしくは生命共済等の共済金または保険金等を含みません。

（支払共済金の計算－物損）

第11条 1回の物損事故につき本組合の支払う共済金の額は、第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額から（1）から（5）の合計額を差引いた額とします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （1）対物賠償共済等によって賠償義務者が共済金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた共済金もしくは保険金の額
- （2）共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- （3）賠償義務者以外の第三者から共済金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得してい

る場合は、その取得した額

- (4) 1号から3号までの額のほか、物損救済補償共済金を支払うべき損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

- (5) 共済証書記載の免責金額

2. 1回の物損事故につき被共済者が2名以上いる場合は、前項の規定により算出した物損救済補償共済金の額に、被共済者ごとの損害の額（注）の合計額と、被共済者ごとの損害の額（注）の割合を乗じた額を被共済者ごとの本組合の支払う物損救済補償共済金の額とします。

（注）損害の額から第1項第1号から第5号までの額を差し引いた残額とします。

（共済金請求権者の義務）

第12条 共済金請求権者は、本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また本組合が行う損害の調査に協力しなければなりません。

2. 被共済者は、人身事故による傷害の治療を受ける際は、健康保険等の公的制度の利用により費用の軽減に努めなければなりません。

3. 本組合は、共済金請求権者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合または第1項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

4. 本組合は、賠償義務者または第2条（本組合の支払責任—対人）第1項および第3条（本組合の支払責任—対物）の損害を補償するために共済金、保険金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、共済金、保険金その他の給付の有無および額（注）について照会を行い、または本組合の支払共済金について通知することがあります。

（注）共済金、保険金その他の給付の有無および額には、共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済または生命共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。

（共済金の請求）

第13条 本組合に対する共済金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (1) 人身救済補償共済金の請求に関しては、次に掲げる時

(イ) 被共済者が死亡した場合は、被共済者が死亡した時

(ロ) 被共済者に後遺障害が発生した場合は、被共済者に後遺障害が発生した時

(ハ) 被共済者が傷害を被った場合は、被共済者が治療を要しなくなった時

- (2) 物損救済補償共済金の請求に関しては、損害発生の時

2. 共済金の請求は、共済金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。

（自動車共済約款との関係）

第14条 本組合は自動車共済約款賠償責任条項第3条（被共済者）の規定に該当する者が、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する

場合は、この特約の規定は適用しません。

2. 本組合は、自動車共済約款対物賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）第4号に定める原因者負担費用について、同条項の規定により対物賠償共済金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による物損救済補償共済金を重ねて支払いません。
3. この特約については、自動車共済約款一般条項第10条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えます。
 - （1）第3項第1号の規定中「賠償責任条項」とあるのは「賠償責任条項または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」
 - （2）（注3）の規定中「賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）に規定する費用」とあるのは「賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）に規定する費用または心神喪失等による事故の被害者救済補償特約に基づき共済金を支払うべき損害」、「被共済者」とあるのは「被共済者または共済契約自動車の運転者」

（準用規定）

第15条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

（支払共済金への不算入）

第16条 この特約により支払った共済金については、共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。